

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		
機関の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	(所在地)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 条例第2条第5項第1号 (電算処理ファイル) 第8条第9項に該当するファイル	<input type="checkbox"/> 条例第2条第5項第2号 (マニュアル処理ファイル)
備 考	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

保有個人情報開示請求書

年 月 日

泉佐野市田尻町清掃施設組合
議会議長 様

ふりがな

氏 名

住所又は居所

〒

電話 ()

泉佐野市田尻町清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第2号）第19条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

- 1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

- 2 求める開示の実施方法等

ア又はイに○印を付してください。アの場合、実施の方法を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

実施の方法 閲覧 写しの交付

その他 ()

イ 写しの送付を希望する。

- 3 本人確認等

ア 開示請求者 本人 法定代理人 任意代理人

イ 請求者本人確認書類

運転免許証 健康保険被保険者証

個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）

在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

その他 ()

※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

(ア) 本人の状況 未成年者 (年 月 日生) 成年被後見人

任意代理人委任者

ふりがな

(イ) 本人の氏名

(ウ) 本人の住所又は居所

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他 ()

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 委任状 その他 ()

委任状

（個人情報に係る開示請求用）

（代理人）住所 _____

氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 5 開示の実施を受ける権限

年 月 日

（委任者）住所 _____

氏名 _____ 実印

連絡先電話番号 _____

（注意事項） 以下のいずれかの措置をとってください。

- (1) 委任者の印については**実印**とし、**印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限る。）**を添付すること。
- (2) 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）など**本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付**すること。

委任状

（個人情報に係る訂正請求用）

（代理人）住所 _____

氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正請求に係る個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

（委任者）住所 _____

氏名 _____ 実印

連絡先電話番号 _____

（注意事項） 以下のいずれかの措置をとってください。

- (1) 委任者の印については**実印**とし、**印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限る。）**を添付すること。
- (2) 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）など**本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付**すること。

委任状

（個人情報に係る利用停止請求用）

（代理人）住所 _____

氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る個人情報の全部を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

（委任者）住所 _____

氏名 _____ 実印

連絡先電話番号 _____

（注意事項） 以下のいずれかの措置をとってください。

- (1) 委任者の印については**実印**とし、**印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限る。）を添付**すること。
- (2) 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）など**本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付**すること。

（開示請求者）様

泉佐野市田尻町清掃施設組合議会議長

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、泉佐野市田尻町清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第2号）第24条第1項の規定により、下記のとおり開示することに決定しましたので通知します。

記

- 1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

--

- 2 不開示とした部分及び理由

--

（教示）

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、泉佐野市田尻町清掃施設組合議会議長に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定があったことを知った日（泉佐野市田尻町清掃施設組合議会議長に対して審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、泉佐野市田尻町清掃施設組合を被告として（訴訟において泉佐野市田尻町清掃施設組合を代表する者は、泉佐野市田尻町清掃施設組合議会議長となります。）、大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合、処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）。

- 3 開示する保有個人情報の利用目的

--

- 4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法	
<input type="checkbox"/> 閲覧	<input type="checkbox"/> 写しの交付
開示実施日時	年 月 日 () 時 分
開示実施場所	
<input type="checkbox"/> 写しの送付	
(2) 費用	
写しの作成費用	円 [円 (白黒・カラー・サイズ) × 枚]
	円 [円 (白黒・カラー・サイズ) × 枚]
写しの送付費用	円
合計	円

【担当】

泉佐野市田尻町清掃施設組合議会事務局
連絡先 (内線)

（開示請求者）様

泉佐野市田尻町清掃施設組合議会議長

保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、泉佐野市田尻町清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第2号）第24条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定しましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示しないこととした理由	

（教示）

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、泉佐野市田尻町清掃施設組合議会議長に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定があったことを知った日（泉佐野市田尻町清掃施設組合議会議長に対して審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、泉佐野市田尻町清掃施設組合を被告として（訴訟において泉佐野市を代表する者は、泉佐野市田尻町清掃施設組合議会議長となります。）、大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合、処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）。

【担当】

泉佐野市田尻町清掃施設組合事務局
連絡先 (内線)

（開示請求者）様

（実施機関）

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、泉佐野市田尻町清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第2号）第25条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

【担当】

泉佐野市田尻町清掃施設組合議会事務局
連絡先 (内線)

（開示請求者）様

（実施機関）

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、泉佐野市田尻町清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第2号）第26条第1項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第26条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲げる期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日

【担当】

泉佐野市田尻町清掃施設組合事務局
連絡先 (内線)

（第三者利害関係人）様

泉佐野市田尻町清掃施設組合議会議長

第三者意見照会書

（あなた・貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、泉佐野市田尻町清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第2号）第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条〔第1項・第2項〕の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することについて御意見がある場合は、同封の「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただくようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合は、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた・貴社等）に関する情報の内容	
条例第27条第2項を適用する場合の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (理由)
意見書の提出先	泉佐野市田尻町清掃施設組合議会議会事務局 (住所) (連絡先) (内線)
意見書の提出期限	年 月 日

【担当】

泉佐野市田尻町清掃施設組合議会議会事務局
連絡先 (内線)

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

泉佐野市田尻町清掃施設組合
議会議長 様

ふりがな

氏名又は名称

（法人その他の団体にあつては、代表者名を記入）

住所又は居所

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地を記入）

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関する意見 (いずれかに☑)	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障（不利益）はない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障（不利益）がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

（意見書提出者）様

泉佐野市田尻町清掃施設組合議会議長

反対意見書提出者に対する通知書

（あなた・貴社等）から 年 月 日付で「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、泉佐野市田尻町清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第2号）第27条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

（教示）

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、泉佐野市田尻町清掃施設組合議会議長に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定があったことを知った日（泉佐野市田尻町清掃施設組合議会議長に対して審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、泉佐野市田尻町清掃施設組合を被告として（訴訟において泉佐野市田尻町清掃施設組合を代表する者は、泉佐野市田尻町清掃施設組合議会議長となります。）、大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合、処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）。

【担当】

泉佐野市田尻町清掃施設組合事務局
連絡先 (内線)

保有個人情報訂正等請求書

年 月 日

泉佐野市田尻町清掃施設組合
議会議長 様

ふりがな

氏名

住所又は居所

〒

電話 ()

泉佐野市田尻町清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第2号）
〔第32条第1項
第39条第1項〕の規定により、下記のとおり保有個人情報の〔訂正
利用停止〕を請求します。

記

訂正等請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	(開示決定通知書の日付・文書番号) 日付： 年 月 日 文書番号：泉佐田清第 号 (開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等)
訂正等請求の趣旨・理由	(趣旨) (理由)

※ 裏面も記入してください。

(裏面)

1	訂正等請求者	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 法定代理人	<input type="checkbox"/> 任意代理人
2	請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他() ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。			
3	本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)			
ア	本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生)	<input type="checkbox"/> 成年被後見人	<input type="checkbox"/> 任意代理人委任者
イ	本人の氏名	ふりがな _____		
ウ	本人の住所又は居所	_____		
4	法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他()			
5	任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他()			

（訂正等請求者）様

泉佐野市田尻町清掃施設組合議会議長

保有個人情報訂正等決定通知書

年 月 日付で〔訂正
利用停止〕請求のあった保有個人情報については、泉佐野市田尻町清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第2号）〔第34条第1項
第41条第1項〕の規定により、〔訂正
利用停止〕することと決定しましたので通知します。

記

訂正等請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正等請求の趣旨	
訂正等をする内容及び理由	(訂正等の内容) (訂正等の理由)

（教示）

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、泉佐野市田尻町清掃施設組合議会議長に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定があったことを知った日（泉佐野市田尻町清掃施設組合議会議長に対して審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、泉佐野市田尻町清掃施設組合を被告として（訴訟において泉佐野市田尻町清掃施設組合を代表する者は、泉佐野市田尻町清掃施設組合議会議長となります。）、大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合、処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）。

【担当】

泉佐野市田尻町清掃施設組合事務局
連絡先 (内線)

（訂正等請求者）様

泉佐野市田尻町清掃施設組合議会議長

保有個人情報不訂正等決定通知書

年 月 日付にて 請求のあった保有個人情報については、泉佐野市田尻町清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第2号）〔第34条第2項、第41条第2項〕の規定により、〔訂正、利用停止〕をしない旨の決定をいたしましたので、下記のとおり通知します。

記

訂正等請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正等をしないこととした理由	

（教示）

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、泉佐野市田尻町清掃施設組合議会議長に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定があったことを知った日（泉佐野市田尻町清掃施設組合議会議長に対して審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、泉佐野市田尻町清掃施設組合を被告として（訴訟において泉佐野市田尻町清掃施設組合を代表する者は、泉佐野市田尻町清掃施設組合議会議長となります。）、大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合、処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）。

【担当】

泉佐野市田尻町清掃施設組合事務局
連絡先 (内線)

（訂正等請求者）様

泉佐野市田尻町清掃施設組合議会議長

保有個人情報訂正等決定期限延長通知書

年 月 日付で〔訂正
利用停止〕請求のあった保有個人情報については、泉佐野市田尻町清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第2号）〔第35条第1項
第42条第1項〕の規定により、〔訂正
利用停止〕決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正等請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正等決定期限 年 月 日）
延長の理由	

【担当】

泉佐野市田尻町清掃施設組合議会議事務局
連絡先 (内線)

（訂正等請求者）様

泉佐野市田尻町清掃施設組合議会議長

保有個人情報訂正等決定期限特例延長通知書

年 月 日付で〔訂正
利用停止〕請求のあった保有個人情報については、泉佐野市田尻町清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第2号）〔第36条
第43条〕の規定により、下記のとおり〔訂正
利用停止〕決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正等請求に係る保有個人情報の名称等	
条例〔第36条 第43条〕の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正等決定をする期限	年 月 日

【担当】

泉佐野市田尻町清掃施設組合事務局
連絡先 (内線)

（開示請求者）様

泉佐野市田尻町清掃施設組合議会議長

諮問をした旨の通知書

年 月 日付けの に対する審査請求について、下記のとおり泉佐野市田尻町清掃施設組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、泉佐野市田尻町清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第2号）第45条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
審査請求に係る開示決定等〔訂正決定等・利用停止決定等〕	
審査請求	(1) 審査請求日 年 月 日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日 第 号

【担当】

泉佐野市田尻町清掃施設組合事務局
連絡先 (内線)